

令和2年度 第3回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会

日時：令和3年3月15日（月） 10：00～11：50

場所：松本市勤労者福祉センター 2-1会議室

議事および発言要旨

（1）第4期松本市地域福祉計画について

- ・2種類の概要版の違いは？
→ 文字中心のものは、主に策定手続きにおいて庁内で使用し、絵のあるものは、策定後に主に住民説明用に使用する予定。
- ・目標の現在値がR元年だが、2年にはならないのか。
→ 市の総合計画を策定する過程の数字を引用しているが、最終的にR2年度の数字になる可能性もある。
- ・厚生労働省の示した図（p3やp46）を松本市の組織名で説明する図があればわかりやすい。
→ 新年度に組織改編が見込まれる中で計画本体への記載は難しかったが、発行後にでも作成したい。

（2）新年度の福祉ひろば事業の体制等について

- ・福祉計画課の地区担当職員がいなくなるのは残念。
- ・所属課が変わることについて、ひろばコーディネーターが不安に感じている。各地区の推進協会長へは説明はないのか。また、地域づくりセンター長から推進協に対する介入が強くなるのではないかと。
→ ひろば推進協会長および、町会連合会常任理事には説明の機会を設けた。センター長は、推進協の事務局であるコーディネーターの相談役であり、推進協に対して指示をする立場にはない。センター長の権限強化は、あくまで住民の主体的な活動を支援するためのものである。また、福祉ひろばの理念を担保するため、職員研修は福祉政策課と地域づくり課の合同で行う予定。
- ・地域づくりセンターと福祉政策課が縦割りにならないように連携してほしい。

（3）第4期地域福祉活動計画（仮称：つむぎちゃんプラン）について

- ・地区生活支援員（2層生活支援コーディネーター）の役割を記述してほしい。
- ・計画案に記載されていることは、すでに各地区で行われていることも多いので「誰がどうやってやるか」をわかりやすく示してほしい。
- ・地区生活支援員は各地区に常駐していて地区のニーズが把握しやすい。本所や地区センターの地区担当職員が、支援員の把握したニーズを共有して、一緒に対策を考えられるかどうか重要。
→ まだ全地区に支援員が配置されていないが、職員研修は合同で行っており、連携を深めていきたい。